

## 社会福祉法人三恵会行動計画（次世代育成支援対策推進法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

### 2、内 容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間内に1人以上取得すること

女性職員・・・取得率を90%以上とすること

#### <対策>

- ・育児・介護休業法、雇用保険法、労働基準法に基づく諸制度を職員に周知させる（令和2年4月～）
- ・育児休業の手続フローチャートを作成する（令和2年8月～）

目標2 子の看護休暇制度の利用促進を図る

#### <対策>

- ・時間単位で取得できる等の制度の周知を図る（令和2年4月～）
- ・対象者のリストを作成し、ニーズ調査を行う（令和3年4月～）

目標3 年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間6日以上にする

#### <対策>

（令和2年4月～）

- ・年次有給休暇の取得状況の把握（毎年7月）
- ・チラシ等を掲示し、有給休暇取得の促進を行う
- ・可能な部署においては勤務表に組み込む

目標4 インターンシップの受入れの促進

#### <対策>

- ・インターンシップを受け入れる施設であることをアピールする（毎年5月）
- ・年1回は受け入れる

## 社会福祉法人三恵会行動計画（女性活躍推進法）

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2、目標と取組内容・実施時期

目標1 管理職（部門長以上）に占める女性割合を35%以上にする

<取組内容>

●令和2年4月～

- ・管理職候補の女性に重要ポストを経験させる等、意識的な育成の実施
- ・社内会議・各種プロジェクトに女性をメンバーとして参加させる
- ・女性社員を会議、勉強会のチームリーダーとする等、責任ある役割を経験させる

目標2 年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間6日以上にする

<取組内容>

●令和2年4月～

- ・年次有給休暇の取得状況の把握
- ・チラシ等を掲示し、有給休暇取得の促進を行う
- ・可能な部署においては勤務表に組み込む